

2020年7月31日

関西電力株式会社

コメント回答資料（放射化汚染について）

コメント No.	日付	コメント内容
2	6/15	放射化汚染が無いことを説明すること。
11	6/26	配管貫通部からのストリーミング等も考慮した放射化の影響を説明すること

【回答】

「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」（平成13年7月16日原子力安全委員会）において、放射化の汚染がないことが明らかであることの判断基準の一つとしては、「十分な遮へい体により遮へいされていた等、施設の構造上、中性子線による放射化の影響を考慮する必要がないことが明らかであるもの」とされており、線量基準として $6.25\mu\text{Sv/h}$ 以下であれば、放射化の汚染がないことが明らかであると示されている。

燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器から北東、北西の位置にあり、原子炉格納容器から直線距離で約15m（原子炉容器から約30m）離れており、かつプラント運転中に発生する中性子は、原子炉格納容器の外部遮蔽壁等にて遮蔽されることから、中性子による放射化汚染は発生しない。

燃料取替用水タンクの設置位置を含め、発電所構内における中性子線量当量率測定結果は、プラント運転中においても検出限界未満（以下）であることを確認している。

原子炉格納容器と燃料取替用水タンクの位置関係を図1に、原子炉格納容器等の平面図及び断面図を図2に、中性子線量当量率の測定場所を図3に、中性子線量当量率の測定結果を表1に示す。

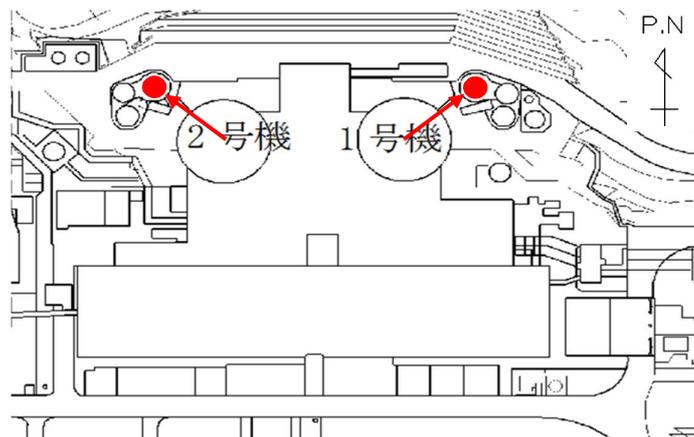


図1 原子炉格納容器と燃料取替用水タンクの位置関係

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

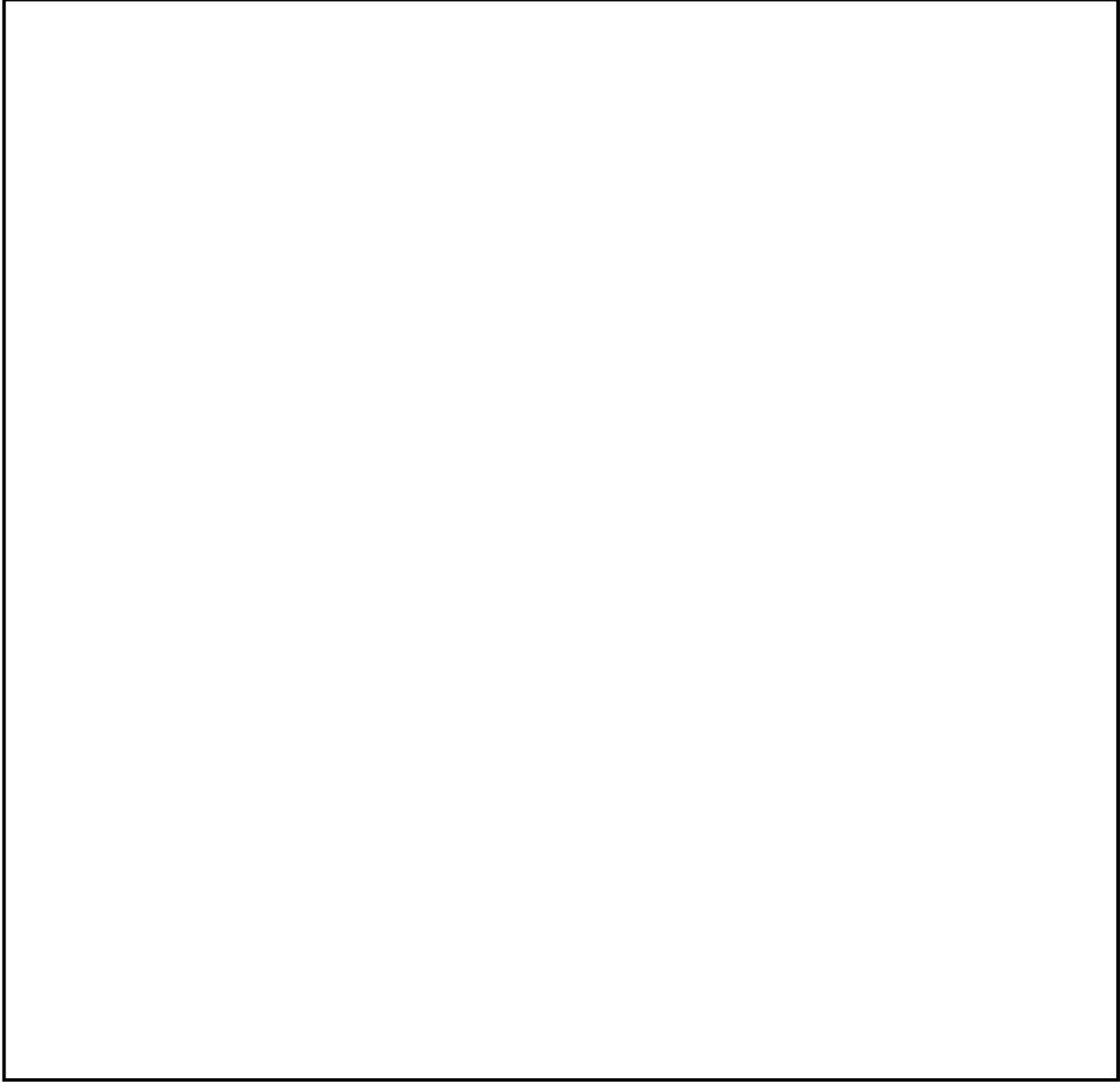


図 2 原子炉格納容器等の平面図及び断面図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

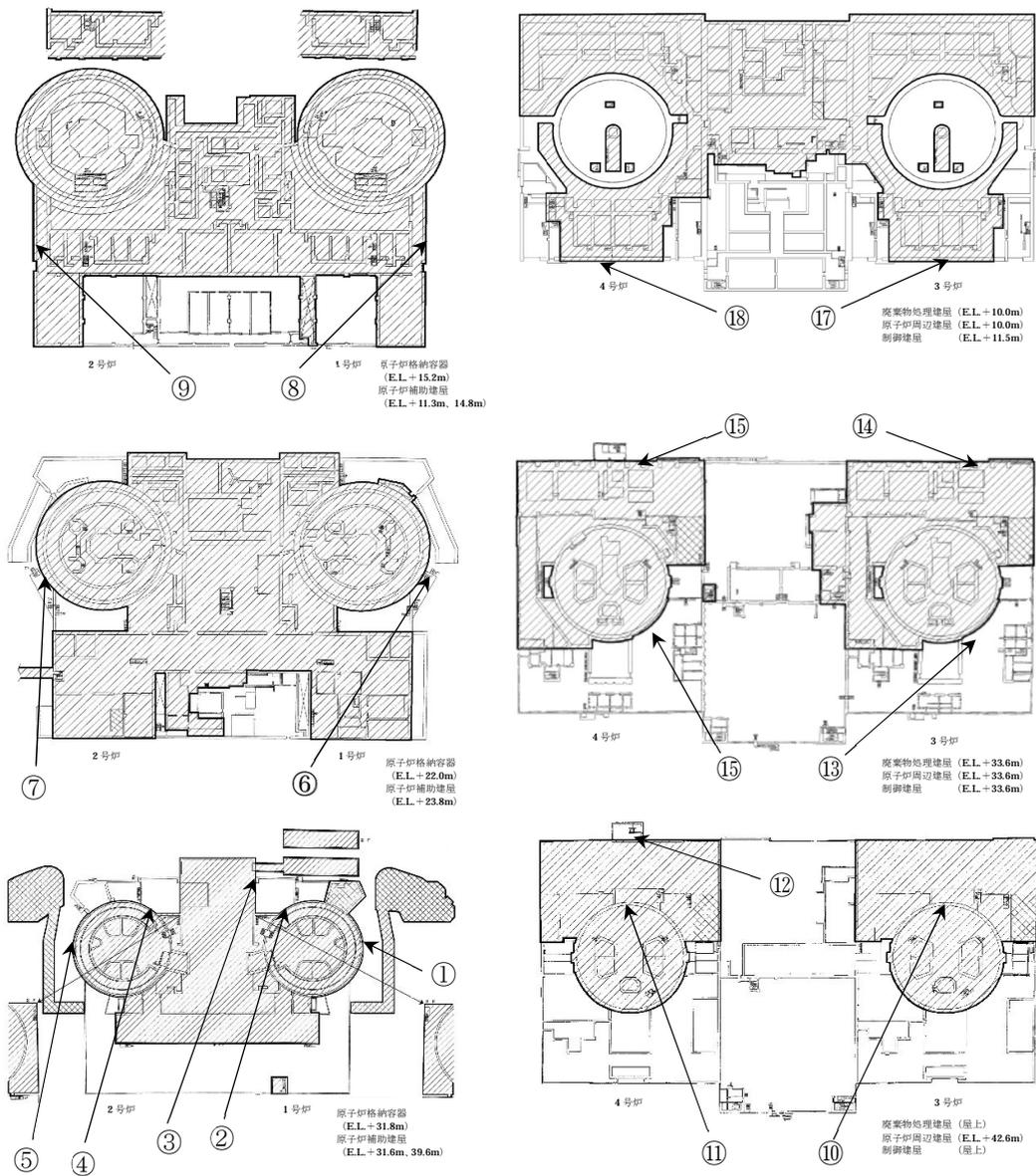


図3 中性子線量当量率の測定場所

表 1 中性子線量当量率の測定結果

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。